

第3節 情報の管理と公開

土壤汚染対策を推進するにあたって、大阪府が収集・管理すべき情報は、「土地の利用履歴」に関するものと、「土壤汚染の存在状況」に関するものがある。

土地の利用履歴に関する情報は、主として、対象地に土壤汚染がある可能性を調べる資料等調査に用いるもので、現在及び過去の地形図や航空写真といった地形改変履歴を概括できる資料のほか、工場・事業場の製造工程における有害物質の使用状況や廃棄物最終処分場跡地の分布状況が有益である。

このため、大阪府としては、環境関連法令に基づく届出書や許可申請書により資料等を整理するほか、現在操業中の工場等に対し有害物質の使用履歴の有無といった履歴情報の提出等の協力を求め、土地の履歴情報の充実を図ることが必要である。

土壤汚染の存在状況に関する情報は、

- ・ 周辺地域住民の健康面における安心の確保
- ・ 土地改変時における新たな環境リスクの発生の防止
- ・ 土地取引の円滑化

をもたらすものであることから、大阪府として、適正に管理するとともに公表する必要がある。

ただし、土壤汚染に関する情報の公表は土地の価格を下落させる可能性があることから、汚染の可能性を調べる資料等調査の段階で公表することはあってはならない。また、その汚染状況についても誤解があってはならない。

このため、大阪府は、対策の実施状況の確認など情報内容の管理を適切に行うとともに、汚染の程度や環境リスクの有無、対策状況などの情報が府民に理解されやすいものとなるよう工夫する必要がある。

大阪府には「個人情報保護条例」があり、このなかで保護されるべき個人情報として財産がある。

この条項との関連については、土壤の汚染は人の健康に影響を及ぼすあるいは他の土地に影響を及ぼすおそれがあることから、個人の土地の汚染に関する情報は個人情報として保護されるべき情報には該当しないとしても、あながち妥当性を欠くものではないと考えられる。

また、土壤汚染に伴う、いわゆる風評被害の問題も懸念されるところであるが、例えば災害想定マップが公表されていることを見ても、情報の更新を速やかに行うなど行政が一定のルールに基づき適切に管理した情報であれば、制度が定着すれば住民にも受け入れられるものと考えられ、土壤汚染に関する情報の公開は行う必要があると考える。